

令和4年度第5回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和4年8月12日(金) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男			
会長職務代理者	13番	西村	辰寿	14番	西田	悦子
委員	1番	平木	正紀	2番	明治	良一
	3番	今井	光秋	4番	綾木	晴子
	5番	小林	孝	6番	谷尾	友枝
	7番	小椋	武	9番	山寄	幸臣
	10番	中田	典昭			

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	手見野	大樹
	荻原	晴雄	栄田	正温
	井上	善雅	上田	正人
	佐藤	洋一	山本	知司
	上月	清	西村	昭二
	保田	公範	公賀	義高
	白岩	義広		

4. 欠席委員 田中 正則 山根 祐一 竹内 俊雄

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	5番	小林	孝	6番	谷尾	友枝	
第2	報告事項1	農地法第3条の3第1項の規定による届出書について						
	2	農地法第18条第6項の規定による通知書受理について						
第3	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請審議について						
第4	議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について						
第5	議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について						
第6	議案第4号	農用地利用集積計画案の決定について						
第7	議案第5号	農用地利用配分計画案について						
第8	議案第6号	農業振興地域整備計画の変更について						
第9	その他							
	農業委員会事務局職員	事務局長	藤田	博之	係長	尾崎	千穂	
		主事	奥谷	真好				

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、田中委員、山根委員、竹内推進委員の3名です。

農業委員 出席者数 12名

農地利用最適化推進委員 出席者数 13名

定足数に達していますので、令和4年度第5回八頭町農業委員会を始めます。

今回もコロナウイルス予防対策のため「農業委員会憲章唱和」は省略させていただきます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

（あいさつ）

議長（会長）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、5番 小林孝委員、6番 谷尾友枝委員をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を2件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は4件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。3ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は2件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。

受付番号6-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請審議について。
受付番号6-1について説明します。

【議案第1号 受付番号6-1 朗読後、説明】

土地の所在地 中地内
登記地目：畑 現況地目：畑
面積 686 m²

土地の所在地 中地内
登記地目：田 現況地目：田
面積 689 m²

土地の所在地 中地内
登記地目：田 現況地目：田
面積 964 m²

権利の種類は、所有権移転売買です。

理由につきましては、譲受人は農地所有適格法人の代表取締役で譲渡人とは兄弟で譲渡人もこの法人で働いています。個人所有の農地を農地所有適格法人である会社が買い受けることで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は、主には畜産をされていますが、所有並びに借り受けた田畑も耕作されています。今回譲り受けられる農地では野菜と水稻を栽培される予定です。

通作については、概ね2km程度であり問題ないと思われま

す。
農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、常時雇用されている正社員も合わせて9人おられますが、従事期間も1人1年程度の方がおられますが、それ以外の方は4年以上経験がありますので、問題はないと思われま

す。
次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、125アールあり問題はありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では現状のまま譲り受け田畑として利用するというこ

議長（会長）

この件につきましては、7番 小椋 武委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

小椋委員

7番の小椋でございます。8月5日に聞き取り及び現地確認をさせていただいております。先ほどの事務局の説明のとおりでございま

小椋委員	して譲受人と譲渡人はご兄弟とのことでした。これまで譲渡人が耕作されておられました田畑3枚をこの度、譲受人が買い取り、会社経営の中で今後については継続して田畑3枚を耕作されるということでした。報告は以上でございます。皆様のご協議よろしく願いいたします。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号7-2について、事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号7-2について説明します。 【議案第1号 受付番号7-2 朗読後、説明】 土地の所在地 日下部地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 198㎡の内 62.10㎡ 権利の種類は、所有権移転売買です。 理由につきましては、譲受人から譲渡人に譲り受けた旨相談をされたところ、売買の話がまとまったものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は、所有する農地と借り受けた農地で水稻や野菜を栽培されています。今回譲り受けられる農地では野菜を栽培される予定です。 通作については、概ね500m程度であり問題ないと思われま す。 農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、3年以上 従事経験があり年間を通じて従事されていますので問題はないと 思われます。 次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請 地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積 は、127アールあり問題はありません。 最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件です

事務局	<p>が、申請地は現状のまま譲り受け畑として利用するというので、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。なお、この件は議案3号の5条申請にも関連します。2件の申請を合わせて一筆の所有権移転を行うものであります。以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、10番 中田典昭委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
中田委員	<p>10番の中田です。譲受人と譲渡人は親戚です。譲渡人は現在独居で高齢あり田畑を作ることが難しくなっておりお互いに話をされて話がまとまったものです。この件については何ら問題ないと思います。また、この後墓地の件の審議があります。その際においても説明させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（挙手多数）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号8-3について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号8-3について説明をします。 【議案第1号 受付番号8-3 朗読後、説明】 土地の所在地 池田地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,140 m² 土地の所在地 池田地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 638 m² 土地の所在地 池田地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 1,033 m² 権利の種類は、所有権移転売買です。</p>

事務局

理由につきましては、譲渡人から譲受人へ売買の話がされ、譲受人が承諾し売買の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は所有する農地はありません。この度譲り受ける農地では、15年以上の農業従事経験がある方から指導を仰ぎながら野菜や果物を栽培される予定です。

通作については、概ね6.5km程度であり問題ないと思われま

す。
農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人は農業の従事経験はありませんが、先ほど説明をしました15年以上の農業従事経験のある方と一緒に耕作をされるということですので問題はないと思われま

す。
次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、28アールあり問題はありま

せん。
最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では現状のまま譲り受け、畑として利用するというこ

議長（会長）

この件につきましては、9番 山寄幸臣委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

山寄委員

9番山寄です。8月2日に譲受人に電話による確認をしました。また、**譲渡人**に直接会って話をしました。その結果は先ほど事務局が行った説明とまったく変わりございませんので問題はなかろうと思います。歯切れが悪いのはですね、初めて譲受人がやられるというところです。譲受人は池田集落にある医療法人の関係者で申請地はこの医療法人の目と鼻の先にあります。譲受人は現在介護の関係のお仕事をしておられまして施設に通所する方々に医食同源で良い物を作って提供したいと熱っぽく言われました。先ほどの事務局説明の15年以上の経験者というのは通所者の中におられ道具を持っており、その方の世話を受けておやりになるとのことが少し気になっております。しかしながら私のすぐ近くの担当の地域ですので何かありましたら力添えをしようと思っております。私と担当推進委員で新規にやられる方の手助けを行いますので皆さんご協議のほどよろしく申し上げます。以上で報告を終わります。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。</p> <p>以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>受付番号2-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号2-1について説明をします。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>【議案第2号 受付番号2-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 福井地内</p> <p>登記地目：畑 現況地目：畑</p> <p>面積 25 m²</p> <p>墓地を目的とした転用です。</p> <p>場所、図面など資料については、議案書の4ページから7ページに付けています。</p> <p>場所については、議案書の4ページから5ページに図面を付けていますが、福井集落の南西に位置する農地になります。土地利用計画図は7ページに付けています。</p> <p>転用理由につきましては、山の中にある墓地を利便性の高い当該地に移設したいとのことです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写しを確認しました。</p> <p>また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小</p>

事務局	<p>限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、自己所有の農地に囲まれており、問題はありません。雨水は自然流下で地下に浸透します。汚水は発生しません。</p> <p>日照、通風についてですが、建築物がないため、影響ありません。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> <p>以上です。 【スライド現地説明】</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、13番 西村辰寿委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
西村委員	<p>西村でございます。議案第2号 受付番号2-1について報告させていただきます。本議案は6月10日の農業委員会におきまして農用地区域からの除外申請のあった議案でございます。その時に調査報告をさせていただいております。そのとおりでございますのでよろしくをお願いします。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。今井委員どうぞ。</p>
今井委員	<p>現在の墓地はどの辺りにありますか。</p>
西村委員	<p>前回説明させていただきましたが申請地よりふた山ほど離れたところにあります。自宅から離れたところがあり、せめて車で行けるところに移したいと転用申請が出されたものであります。</p>
議長（会長）	<p>今井委員よろしいでしょうか。では採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、受付番号3-2について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号3-2について説明をします。</p> <p>【議案第2号 受付番号3-2 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 下野地内</p> <p>登記地目：田 現況地目：田</p>

事務局

面積 188 m²の内 40.82 m²

墓地を目的とした転用です。

場所、図面など資料については、議案書の8ページから12ページに付けています。

場所については、議案書の8ページから10ページに図面を付けていますが、下野集落の南西に位置する農地になります。土地利用計画図は11ページに付けています。

転用理由につきましては、山の中にある墓地を利便性の高い当該地に移設したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、農業公共投資の対象農地であり、第1種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写しを確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、自己所有の農地に囲まれており、問題はありません。雨水は自然流下で地下浸透します。汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、建築物はないため周辺農地への影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。 【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、6番 谷尾友枝委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

谷尾委員

報告します。この土地は先ほどもありましたが6月の委員会で農振除外申請のあった土地です。現地確認、調査はその時に行っており今回、7月7日に電話で確認したところ変更はないとのことなので問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。</p> <p>以上で、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>受付番号7-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号7-1について説明します。</p> <p>議案書の13ページをご覧ください。</p> <p>【議案第3号 受付番号7-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地：久能寺地内</p> <p>登記地目：田 現況地目：畑</p> <p>面積 807 m²の内 449.71 m²</p> <p>所有権移転による一般住宅を目的とした転用です。</p> <p>場所、図面など資料については、議案書の14ページから20ページに付けています。</p> <p>場所については、議案書の14ページから15ページに図面を付けていますが、久能寺集落内に位置する第2種農地です。土地利用計画図は19ページに付けています。</p> <p>転用理由につきましては、家族が増えたときに備えて住宅を建築したいとのことです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は金融機関融資証明書の写しにより確認しました。</p> <p>また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込ま</p>

事務局	<p>れます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地の影響ですが、東側は宅地、西側は用悪水路、南側は公衆用道路、北側は宅地に隣接しており隣接地の同意は得られています。</p> <p>雨水は自然流下で農業用排水路へ放流、汚水は公共下水道に接続します。</p> <p>日照、通風についてですが、隣接農地から十分距離をとっているため、影響ありません。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> <p>以上です。【スライド現地説明】</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、9番 山寄幸臣委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
山寄委員	<p>山寄です。報告します。先ほど事務局から説明がありましたとおりでまったく問題ないと思います。皆様の審議よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、受付番号 8-2 について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号 8-2 について説明します。</p> <p>【議案第3号 受付番号8-2 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地：日下部地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 198 m²の内 136.81 m² 所有権移転による墓地を目的とした転用です。</p> <p>場所、図面など資料については、議案書の21ページから31ページ</p>

事務局

ージに付けています。

場所については、議案書の21ページから23ページに図面を付けていますが、安部駅から約200m南東に位置する第3種農地です。土地利用計画図は25ページに付けています。

転用理由につきましては、既存の墓地が山中にあり、管理に支障をきたしているため、自宅近くに墓地を移転したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写しを確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適切と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。

規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側、西側、南側は公衆用道路、北側は畑に隣接しており隣接地の同意は得られています。

雨水は自然流下で地下に浸透します。汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、建築物はないため周辺農地への影響はないと考えます。

以上です。【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、10番 中田典昭委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

中田委員

15番の中田です。8月2日、3日に現地調査を行い、問い合わせさせていただきました。譲受人の墓地は谷の奥の方にあり墓参り以外に人が入らないところです。猪や鹿が出てくるためネット柵等してありました。便利が悪いので場所を変更したいとずっと検討しておられたところ親戚の譲渡人がちょうど手ごろなところにあるのと了解を得て話がまとまったものです。この場所はこれまで耕作されていない土地で耕作は難しい状況でしたが、現在は草刈り等が行われています。周りには墓地が5か所ほどありそれについては問題ないと思われそうですし、近くの土地の所有者の方にも墓地にすること

中田委員	<p>に了解を得ているとのこと。それから墓の前に車4台分の駐車ができるスペースが設けてありますが現在、日下部部落の周回道路が計画されておりまして、ルート検討中なんですけれども、それを見越して土地を提供したいと広くとってあるようです。墓がふたつあるのですが、ひとつは譲受人の弟さんが同じ部落におられましてその人のために用意しておきたいとのことでした。その他は事務局から説明があったとおりですので問題ないと思われまますので審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。</p>
	<p>続きまして、受付番号9-3について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号9-3について説明します。</p>
	<p>【議案第3号 受付番号9-3 朗読後、説明】</p>
	<p>土地の所在地：郡家地内</p>
	<p>登記地目：田 現況地目：田</p>
	<p>面積 148 m²</p>
	<p>所有権移転による貸露天駐車場を目的とした転用です。</p>
	<p>場所、図面など資料については、議案書の32ページから36ページに付けています。</p>
	<p>場所については、議案書の32ページから34ページに図面を付けていますが、郡家駅から約150m東に位置する第3種農地です。土地利用計画図は35、36ページに付けています。</p>
	<p>転用理由につきましては、隣地を借り受け、一体の貸駐車場として整備したいとのこと。</p>
	<p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p>
	<p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、郡家駅から300m以内に位置する第3種農地に該当します。</p>

事務局

許可根拠は原則許可です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の定期預金証書の写しにより確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地は東、西、南側は宅地、北側は水路に接しており隣接地の同意は得られています。

雨水は自然流下で既設の農業用水路へ排水します。公共下水に接続します。汚水は発生しません。区長の同意は得られています。

日照、通風についてですが、建築物がないため、影響ありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、私が事前調査を行いましたので報告します。

詳しい報告は事務局の方でありましたが8月1日に譲渡人に電話で確認を取りました。それから借り受けられる譲受人に8月2日に聞取りを電話ですてしております。8月の本議案にはこのようになりましたが先月の議案にも取下げになりましたが4条申請が出ておりました。いろいろ不都合な部分がありまして取下げいただきましたがその際事務局と現地確認を行った経緯があります。譲渡人のお話については農地のままで残っているし何とかしたいとのことでした。宅地に転用することは出入口がない状況であり許可できないことから5条申請、隣の土地の所有者が買い受ける形で転用することになっているわけでございます。この行為については間違いございませんと回答を受けているところでございます。譲受人については土地を購入される部署とそれを運用する部署がございまして、幅広く土地の有効利用を考えておられる企業のようにあります。老人福祉施設も経営されておられまして、そういった幅広い視野で土地開発等されています。内容は事務局の説明のとおりで問題ないと思いますので審議をお願いします。以上で報告を終わります。

この件につきまして、質問意見はありませんか。井上推進委員ど

議長（会長）	うぞ。
井上推進委員	すいません。推進委員の5番の井上です。質問でございます。駐車場は露天ということでしたけども舗装して駐車場にされるのか。今現在は舗装とか一切してないので時々草ぼうぼうになっていたりしています。それから入口が県道から入るように計画されていますが本当に入れるのでしょうか。とりあえず舗装されるのかどうか。それと図面でいうと北側に深い用水路がとおっておりますので今は土のままですが舗装されたら雨水が一気に流れ込んで周辺に影響があるかと。もともと用水路が角々と曲っていることから路面にまで水が流れてきて、駅周辺の水害がこれまで何度もあっているところなのでその辺のところはどうなのかお聞きします。
議長（会長）	それでは事務局の方で回答をお願いします。
事務局	はい。まず舗装するかとの質問ですがこちらは造成のみで舗装はありません。区画線を引くのみでございます。現在の状況としては、申請地は一段低くなっております。埋め立てをおこない他の土地と同じレベルにする計画です。造成を行い区画整備するものです。ですので雨水については自然流下であり一部は農業用水路に入りますが全てが入ることにならないと思います。2点目の入口の件でございますがスライドでご確認ください。南側から入る計画であります。申請地のほか、譲受人が関連会社所有の土地を借り受けて一体的に駐車場として管理するものでございます。35ページの土地利用計画のとおりです。以上です。
議長（会長）	井上推進委員よろしいでしょうか。
井上推進委員	舗装しないとのことですね。わかりました。
議長（会長）	今井委員さんお願いします。
今井委員	今井でございます。教えてください。13ページの備考欄にこの件は所有権移転売買とありますが賃貸ではないのですね。
議長（会長）	事務局説明してください。
事務局	失礼します。この件は賃貸ではなく所有権移転売買です。双方合意のもと申請地については売買です。申請地以外の一体的に整備する土地は譲受人の関連会社から借り受ける形で貸駐車場を運営する

事務局	計画です。
今井委員	所有権移転売買ということですね。わかりました。
議長（会長）	その他意見はございませんか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の37ページをご覧ください。 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。 八頭町長から令和4年7月29日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。 今月は通常の利用権が、更新のみで3件です。面積は、田が2,565㎡（2筆）、畑が1,436㎡（2筆）で合計4,001㎡（4筆）です。 また、中間管理事業分が、新規2件、更新4件、合計6件です。面積は田が2,326㎡（2筆）、畑が7,836㎡（7筆）で、合計10,162㎡（9筆）です。 すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。
議長（会長）	それでは通常の利用権設定分の審議を行います。初めに、受付番号20-1と21-2につきまして審議を行います。 この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。通常の利用権設定分 受付番号20-1と21-2について、申請どおり決定します。

議長（会長）	<p>続きまして、受付番号22-3についての審議ですが、これは西田委員に關係する案件ですので、八頭町農業委員会會議規則第10条の規定により西田委員は一時退席をお願いします。</p>
	<p>（西田委員退席）</p>
	<p>それでは受付番号22-3について審議を行います。この件に関して質問意見はありませんか。山本推進委員どうぞ。</p>
山本推進委員	<p>●●（法人）さんが土地を借りられるようなんですが過去に借りられたとき草を刈らないなど管理ができていませんでした。その後2年か3年前に撤退の報告が農業委員会に出されました。そうしたところまた借りるとのことです。今は管理をさているようですがやられることは結構なんですがとにかく草刈りを行うなど管理をしていただかないといけませんのでその旨を十分に農業委員会として指示をしていただけないでしょうか。</p>
議長（会長）	<p>事務局見解をお願いします。</p>
事務局	<p>山本推進委員からご意見をいただきました。適正に管理していただくことは重要だと思いますので事務局の方から町とともに管理についてお話をさせていただきたいと思います。以上です。</p>
白岩推進委	<p>※●●（法人）について状況報告、内容は省略</p>
議長（会長）	<p>その他意見はございませんか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。受付番号 22-3 について申請どおり決定します。西田委員は入室してください。</p>
	<p>（西田委員入室）</p>
	<p>続きまして、中間管理事業分 受付番号 84-1 から 89-6 について審議を行います。</p>
	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>

議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。中間管理事業分 受付番号 84-1 から 89-6 について申請どおり決定します。 以上で議案第4号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。 続きまして、日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の39ページをご覧ください。 議案第5号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より令和4年7月29日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。整理番号127-1から137-11について説明します。 先ほどの議案第4号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地10,162㎡（9筆）と、既に機構へ貸付けられている農地1,312㎡（4筆）の合計11,474㎡（13筆）を借り受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。 地域の担い手法人2社へ1,884㎡（4筆）、その他7名の個人耕作者へ9,590㎡（9筆）を配分するものです。以上です。
議長（会長）	それでは審議を行います。整理番号127-1から137-11につきまして審議を行います。 これらにつきまして、質問意見はありませんか。山寄委員どうぞ。
山寄委員	山寄です。質問します。新規の水稻の貸借料が10アール当たり4,250円とか、かなり良い相場となっています。私も農業をしておりますができれば貸借料を払うより管理料が欲しいくらいです。●●（法人）さんなどはよく納得されているなど思うところです。私も水稻を作っていますが非常に厳しいです。よくこんな相場を出せるなど。●●（別の法人）さんに聞いてもマイナスだと言っていました。貸手はかまわないでしょうが生産者は本当に厳しい状況です。無理矢理にやっていないかなど説明をいただけたらと思います。以上です。
議長（会長）	事務局をお願いします。

事務局	<p>●●（法人）さんの状況について説明させていただきます。●●（法人）さんについては過去に10アール当たり10,000円であるとか8,000円とかあったようですが少しずつ下げてこられた経過があります。●●（法人）さんは山上集落で組織された法人でありますので集落での話し合いの中で金額が決められています。法人さんの構成員さんで話をされての決定と伺っています。以上です。</p>
山寄委員	<p>おおよそそういう回答になることはわかっておりました。なぜ質問したかと言いますと皆さんに集落営農法人の借受額が周辺農地の貸付金額の基本金額になってくることを理解して欲しいからです。集積の相談にあたりこの金額でないと貸さない方が出てくるのが懸念されるのであえて質問いたしました。回答は結構です。</p>
山本推進委員	<p>※●●（法人）について状況報告、内容は省略</p>
議長（会長）	<p>その他ございませんか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。整理番号127-1から137-11につきまして、申請どおり決定します。 以上で日程第7議案第5号農用地利用配分計画案について審議を終了します。 続きまして、日程第8議案第6号農業振興地域整備計画の変更について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号農業振興地域整備計画の変更について説明します。議案書の42ページをご覧ください。 八頭町長から、令和4年7月20日付けで農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。 【議案第6号 受付番号4-1 朗読後、説明】 受付番号4-1について説明します。 申請地 橋本地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 384㎡の内239.55㎡ 目的は農用地区域からの除外です。</p>

事務局	<p>理由としましては、一般住宅を整備するためです。 議案書の43ページから45ページに位置図、46ページに図面を付けています。この農地は、第2種農地であり、農用地区域内の農地です。以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件については、6番 谷尾友枝委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。</p>
谷尾委員	<p>報告します。申請人の代理人は●●（法人）になっておられまして8月8日に担当者に電話で聞き取りを行いました。住宅を建てることに間違いはなく息子さんの家とのこと。今回は農振除外です。よろしくをお願いします。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号5-2について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第6号 受付番号5-2 朗読後、説明】 受付番号5-2について説明します。 申請地 久能寺地内 登記地目：田 現況地目：畑 面積 807㎡の内 327.58㎡ 目的は農用地区域からの除外です。 理由としましては、一般住宅の建設です。 議案書の48、49ページに位置図、50ページに図面を付けています。久能寺集落内の農地です。この農地は、第2種農地であり、農用地区域内の農地です。以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件については、9番 山寄幸臣委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。</p>

山寄委員	山寄です。報告します。8月2日に代理人である●●（法人）に確認しましたところ先ほど事務局から説明がありましたとおりに問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で日程第8 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。 続きまして日程第9 その他について事務局よりお願ひします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度の農地利用状況調査（農地パトロール）の実施について ●農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書について ●中山間地域等直接支払交付金制度の集落戦略策定について ●農業委員会活動記録について ●資料提供 <ul style="list-style-type: none"> ・八頭町農業振興地域整備計画（令和4年3月見直し） ●違反転用案件について ●次回の農業委員会開催日時について <ul style="list-style-type: none"> 次回の農業委員会は9月9日（金）13時30分から船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第5回農業委員会を終了します。 終了（15時50分）